

# 公害等調整委員会の動き

(令和3年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月7日	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	山口県
11月10日	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期日	沖縄県

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

#### ○ 大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件

(令和3年(ゲ)第14号事件)

令和3年10月7日受付

本件は、大阪地方裁判所から、同裁判所に係属している「大阪地方裁判所令和元年(ワ)第10414号損害賠償請求事件及び同令和2年(ワ)第12286号求償金請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

#### ○ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

(令和3年(調)第3号事件)

令和3年10月18日受付

本件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方(被申

請人)として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があったものです。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

①露天風呂からの人の声等、②露天風呂のテレビや滝の音、③北側室外機の音、④入浴施設のBGMや店内放送、⑤排水・排気の音、⑥車のアイドリング音、⑦夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることが出来ない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議しましたが、協議がととのわなかったため、同条第5項の規定により、令和3年9月27日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年10月18日に本件を受け付けました。

○ 札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第17号事件)

令和3年11月26日受付

本件は、申請人らに生じた吐き気、嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい、不眠は、被申請人ら宅の室外機及びエコキュートから発生する振動と低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

(令和3年(セ)第9号事件)

令和3年12月7日受付

本件は、被申請人がその経営する居酒屋から、定休日を除き早朝より深夜まで、空調機・換気扇の稼働による騒音及び厨房等の片付け作業や客声による騒音並びに調理時の臭気を発生させていることから、申請人らは騒音及び臭気対策のため、エアコンや空気清浄機の設置等を行ったが十分な効果が得られず、申請人Aは体調を崩して入退院を繰り返すなどの健康被害を被っているなどとして、申請人らが被申請人に対し、損害賠償金合計355万736円の支払を求めるものです。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、隣人が設置したヒートポンプ給湯機から発生する騒音により、自律神経失調症、頸肩腕症候群、混合性抑うつ不安症及び睡眠障害の健康被害を受けているとして、被申請人に対し、騒音防止のための防音工事費、健康被害に係る治療費及び精神的・肉体的苦痛に係る慰謝料として、損害賠償金310万9115円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したヒートポンプ給湯器からの騒音と申請人に生じた自律神経失調症等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和3年10月5日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和3年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年10月22日、第1回調停期日において、裁定委員会から提示した調停案を当事者双方が受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

終結事件の概要

○ 佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(令和2年(セ)第6号事件・令和3年(調)第2号事件)

① 事件の概要

令和2年7月31日、千葉県佐倉市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

○ 熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(令和元年(ゲ)第4号事件・令和3年(調)第4号事件)

① 事件の概要

令和元年11月18日、熊本県熊本市の住民2人及び福岡県久留米市の住民1人から、熊本県熊本市の住民2人の隣人2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害は、被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動によるものである、との原因裁定を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らの室外機等からの騒音等と申請人らに生じた動悸等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和3年11月9日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和3年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年12月2日、第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

### ○ 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

（平成31年（調）第1号事件・令和元年（調）第2号事件）

#### ① 事件の概要

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民93名（以下「申請人患者ら」という。）及び法人でない社団1団体から国（代表者環境大臣。以下「被申請人国」という。）及び自動車メーカー7社（以下「被申請人メーカーら」という。）を相手方（被申請人）として、公害等調整委員会に調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。

（1）被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負

担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療救済制度（以下「本件救済制度」という。）を創設すること。

（2）被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。

（3）被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、損害賠償金合計9400万円を支払うこと。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出がありました。

その後、令和元年8月23日、東京都など4都府県の住民14人から、同様の内容の調停を求める申請があり（公調委令和元年（調）第2号事件）、同年9月11日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、11回の調停期日を開催するなど、手続を進めたものの、令和3年12月8日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切り、本事件は終了しました。

### ○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（平成31年（ゲ）第3号事件）

#### ① 事件の概要

平成31年3月29日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、圧迫感、睡眠妨害等の健康被害は、被申請人が操業する工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人の工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和3年12月21日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。